特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

令和5年8月14日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

①事務の名称 住民基本台帳に関する事務 那質町では、住民を対象とする事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するため、住民基本台帳法(以下「住基法)という」に基づき、市町村における住民の届出及びその記録を正確に管理し、住民の居住関係の公証等に関する事務を処理している。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という」と都道府県と共同して構築している。 那賀町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という」の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届「世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載を上に際の転出元市町村に対する通知⑤ホ人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の記し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事、市町村に対する通知⑦中地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情報の照金(当住民からの請求に基づく住民票コードの変更③個人番号の通知及び個人番号カード等を用いた本人確認なの個人番号の通知及び個人番号カードの交付「他個人番号の当知及び信人番号カードの交付「他個人番号の当知及び信人番号カードの交付」で係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード敬を用いた本人確認を持定の規定はよる情報の提供を含めて特定の一部のの委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。②の日は出てコいてけ、サービス検索・衛子の手続機能、事がは無確が取り、自動を確認といいまない。とは、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。②の日は出てコいてけ、サービス検索・電子申請機能をかりては非常を取り、これを使用する。②の日は出てコいてけ、サービス検索・電子申請機能をありては非常を取り、これを使用する。②の日は出てコいてけ、サービス検索・電子申請機能をあり、第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対しました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対しました。第2000年に対しました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対しました。第2000年に対していました。第2000年に対しました。第2000年に対していました。第2000年に対しました。第2000年に対しました。第2000年に対しました。第2000年に対しました。第2000年に対しました。第2000年に対しました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対しました。第2000年に対していました。第2000年に対していました。第2000年に対しませらいました。第2000年に対しませらいまりませらいる。第2000年に対しまりませらいは、第2000年に対しませらいは、第2000年に対しまりませらいました。第2000年に対しませらいまりませらいまりませらいまりまりませらいる。第2000年に対しませらいまりませらいまりを表する	1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
本台帳法(以下「住基法」という)に基づき、市町村における住民の届出及びその記録を正確に管理し、住民の居住関係の公証等に関する事務を処理している。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基本ット」という)を都道府県と共同して構築している。 那賀町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 (3、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4、転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5、本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6、住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事、市町村に対する通知 (7、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情報の照会(は民)のの書の利用等に関する法令の規定による通知の下と及び個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (1)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (1)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (1)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (2)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (3)の書の、第8号)第35条通知カード、個人番号カード関連事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 (7)の居出については、中心な表示電子申請機能を示が、申請管理システム 2、住民基本台帳システム 2、住民基本台帳システム 2、住民基本台帳・システム 3、中間サーバー 4、サービス検索・電子申請機能 5、申請管理システム	①事務の名称	住民基本台帳に関する事務						
2.住民基本台帳ネットワークシステム ※ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	②事務の概要	本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村における住民の届出及びその記録を正確に管理し、住民の居住関係の公証等に関する事務を処理している。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。 那賀町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 「個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事、市町村に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑰を見入を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。						
※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以 降は、住民基本台帳ネットワーク内の市町村CS部分について記載する。	③システムの名称	2.住民基本台帳ネットワークシステム ※ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以						

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル

	3. 個人番号の利用	
	法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民悪の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
1	A 桂根担併さいトロークシ	フニノルトス株長海性

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(別表第2における情:第3欄(情報提供者項(1、2、3、4、6、8、58、59、61、62、66、6111、112、113、114、	報提供の根拠)が「市町村長」 9、11、16、18、2 37、70、74、77、 116、119、117 報照会の根拠	の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、、120の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	那賀町住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 那賀町住民課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人未	∈満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	15年7月31日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	15年7月31日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1)基礎項目 2)基礎項目 3)基礎項目	評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ重	点項目評価			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を <i>)</i> 2)十分であ 3)課題が残	る	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を, 2) 十分であ。 3) 課題が残	る	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	a	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を, 2) 十分であ。 3) 課題が残	a	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを追	重じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力をん 2)十分であん 3)課題が残	る	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接続しない(入手	≦) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ。 3) 課題が残	る	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を <i>)</i> 2)十分であ・ 3)課題が残	る	
7. 特定個人情報の保管・注	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を <i>)</i> 2)十分であ 3)課題が残	5	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[O] Þ	n部監査 [] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分に行 3)十分に行	っている	เเงอ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南 川104番地1 0884-62-1121	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食 郷字南川104番地1 0884-62-1121	事後	
平成30年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南 川104番地1 0884-62-1121	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食 郷字南川104番地1 0884-62-1121	事後	
平成30年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数	平成27年2月27日	平成30年2月1日	事後	
平成30年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年2月27日	平成30年2月1日	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の4、第23条、第34条の3、第22条、第31条の2、第31条の3、第22条、第31条、第31条の3、第32条、第31条、第5条、第58条、第59条、第58条、第59条、第59条、第59条。第59条。第59条。第50条、第55条、第59条。第50条、第59条。② (別表第2における情報照会の根拠) - からは原理が表表であります。	事後	軽微な変更であり、事前の提 出・公表が義務づけられてい ないため
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	住民課長 岡川 千歳	住民課長	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務づけられていないため
	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食 郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南 川104番地1 0884-62-1121	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務づけられていないため
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食 郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町住民課 那賀郡那賀町和食郷字南川 104番地1 0884-62-1121	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務づけられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成30年2月1日	令和元年5月1日	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務づけられていないため
	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成30年2月1日	令和元年5月1日	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務づけられていないため
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 特定個人情報を取り扱う事務	那賀町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②住民の異動の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人等の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道所県知事に共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認	那賀町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事、市町村に対する通知 ⑤地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情民からの請求に基づく住民票コードの変付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	軽微な変更であり、事前の提 出・公表が義務づけられてい ないため
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 下部のなお書き部分	ドの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。②の届出については、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを用いての受領・取り込みを含むとともに、マイナポータルのお知らせ機能での通知を使用している。	事後	軽微な変更であり、事前の提 出・公表が義務づけられてい ないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	 I関連情報 1.特定個人情	1.住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム ※ ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの 構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がな されているため、以降は、住民基本台帳ネット ワーク内の市町村CS部分について記載する。	1.住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム ※ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワーク内の市町村CS部分について記載する。	事後	軽微な変更であり、事前の提 出・公表が義務づけられてい ないため
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第18条の3、第27条、第38条、第37条、第38条、第37条、第38条、第37条、第38条、第37条、第38条、第39条、第40条、第44条の2、第43条の3、第43条の3、第43条の3、第43条の3、第525条、第59条、第59条、第59条、第59条の3、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条	39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) : なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ないトロークシステムによる情報照合け	事後	軽微な変更であり、事前の提 出・公表が義務づけられてい ないため